

がん医療の充実強化について

【 文部科学省・厚生労働省 】

提案・要望の内容

今年度施行された「がん対策基本法」の趣旨に沿って、下記の項目につき、一層の充実強化を図ること。

- 1 がん薬物療法やがん放射線療法を専門とする医師・看護師等の医療従事者の養成が確実に行われるよう十分な予算を確保し、地域の実情に応じた研修体制を充実すること。
- 2 国立大学法人・国立病院機構及びがん診療連携拠点病院におけるがんの放射線診断・治療装置の整備を促進すること。
- 3 がん患者支援活動に取り組んでいる人を対象とした研修プログラムの開発を行い、研修会等を開催するなど、患者会等が行っている患者支援活動に対する支援策を講ずること。
- 4 がん治療に係る新薬の速やかな開発・承認、未承認薬の速やかな承認及び承認薬の保険適用を拡大すること。

【 現状と課題 】

がん薬物療法、がん放射線療法を専門とする医師・看護師等の養成が不十分

- ・日本におけるがん専門医の必要数は2万人とも言われているが、薬物療法や放射線療法の専門医は圧倒的に不足している。長期研修と短期研修を組み合わせた研修カリキュラム、開催回数や開催場所の増加により、地方に勤務する医師等が研修を受けやすい体制を整える必要がある。

がんの放射線診断・治療装置の配置における均てん化が必要

世界的には標準薬として認知されている抗がん剤が、我が国では未承認であったり、保険適用外となっているものもあり、効果的な抗がん剤治療を行う際の障害となっている。

抗がん剤の承認及び保険適用の拡大が必要世界的には標準薬として認知されている抗がん剤が、我が国では未承認であったり、保険適用外となっているものもあり、効果的な抗がん剤治療を行う際の障害となっている。

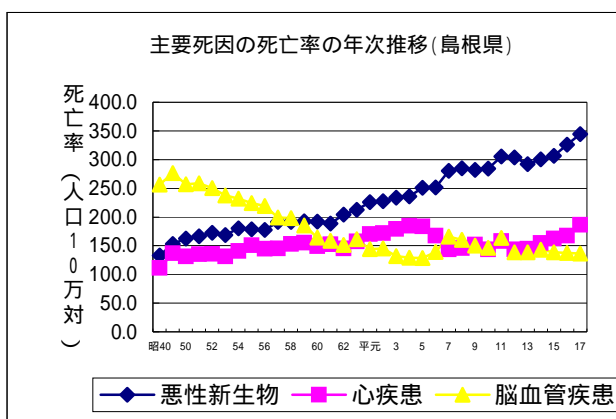
都道府県別がん死亡率

(平成17年:人口10万対)

第1位 秋田 337.8

第2位 島根 334.4

第3位 山口 324.3



【 本県の取り組み状況・方針 】

「がん対策推進条例」の制定及び「しまねがん対策強化事業」の推進

- ・ 昨年9月に全国初の条例である「がん対策推進条例」が制定され、本県は条例の趣旨に沿って、がん予防の推進、がん医療水準の向上、緩和ケアの推進、患者会等への支援を柱とする「しまねがん対策強化事業」に取り組んでいる。
- ・ 特に、条例において、県は患者会等への支援について必要な支援策を講ずることとされていることから、今年度予算において、療養体験集の作成等患者支援策を新規事業として計上している。

がん診療連携拠点病院間の連携強化（平成17度～ ）

- ・ 県内の地域がん診療連携拠点病院（6病院）間の連携を図るため、平成17年6月に「がん診療ネットワーク協議会」を既に設置しており、標準登録項目による院内がん登録の実施及び6病院の集計・解析をすすめるとともに、医療機関間の機能分担・役割分担の検討をすすめている。
- ・ 現在、島根大学医学部附属病院が都道府県がん診療連携拠点病院の指定申請をすることとなっており、指定が承認されれば、国立がんセンターとの連携が強化されるとともに、都道府県がん診療連携拠点病院を中心とする県内拠点病院間のネットワークはさらに強固なものとなる。

がん患者サロンの開設

- ・ 県内の全ての地域がん診療連携拠点病院を含む8医療機関において「院内がん患者サロン」が開設されているほか、5つの「地域がん患者サロン」が開設されており、がん患者が自らの療養体験を語り合うことなどにより、患者が他の患者を支援する取り組みが県内各地で積極的に展開されている。

【 提案要望の効果 】

がん治療に精通する専門医の養成が進むことにより、がん治療水準の向上が期待できる。がんに係る新薬の開発や未承認薬の承認が促進されることにより、より効果が高くかつ副作用も少ないがん薬物療法が実施できるようになる。

患者会等の活動に対する支援策が講じられ、患者支援の取り組みが強化されることにより、患者の療養生活における質の向上（QOLの向上）に寄与する。

URL : <http://www.cancer-jp.com/>